

議 事 日 程 （第2号）

平成24年3月7日（水曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第20号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第21号 東白川村議会の議員の平成24年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第4 議案第22号 東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第23号 東白川村常勤の特別職職員の平成24年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第6 議案第24号 東白川村教育長の平成24年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第7 議案第25号 東白川村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第26号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第27号 平成24年度東白川村一般会計予算
- 日程第10 議案第28号 平成24年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 議案第29号 平成24年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第12 議案第30号 平成24年度東白川村簡易水道特別会計予算
- 日程第13 議案第31号 平成24年度東白川村下水道特別会計予算
- 日程第14 議案第32号 平成24年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第15 議案第33号 平成24年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算

出席議員（7名）

1番	村 雲 辰 善	2番	桂 川 一 喜
3番	樋 口 春 市	4番	服 田 順 次
5番	今 井 保 都	6番	安 倍 徹
7番	安 江 祐 策		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	安 江 眞 一	教 育 長	安 江 雅 信
参 事	安 江 弘 企	総 務 課 長	松 岡 安 幸
会 計 管 理 者	安 江 誠	村 民 課 長	安 江 清 高

産業建設課長 小 池 毅

教 育 課 長 安 江 良 浩

国保診療所
事務局長 安 江 宏

監 査 委 員 安 江 正 彦

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局
書 記 今 井 修 輔

◎開議の宣告

○議長（安江祐策君）

本日の出席議員は 7 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（安江祐策君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 113 条の規定によって、5 番 今井保都君、6 番 安倍徹君を指名します。

◎議案第 20 号から議案第 33 号までについて（提案説明）

○議長（安江祐策君）

日程第 2、議案第 20 号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第 15、議案第 33 号 平成 24 年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの 14 件を、3 月 6 日に引き続き新年度予算関連により一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、議案第 20 号を開いていただきたいと思います。

議案第 20 号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成 24 年 3 月 6 日提出、東白川村長。

1 枚めくっていただきまして、東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例（平成 23 年東白川村条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 (1) 事務職等並びに (4) 介護職員及び別表第 7 を次のように改めるということで、新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。土地開発基金条例の次に、表が載った臨時職員の勤務条件の一部を改正する表があると思いますけれども、一番最初に、まず別表第 4 の (1) 事務職等がございますが、これの等級表の次のページを見ていただきますと、右側が現行でございます。30 号俸までしかないのを 40 号俸まで追加するものでございます。それから、その少し下に (4) 介護職員というのがありますけれども、ここにつきましても 12 号俸までしかないのを 18 号俸まで表を追加させていただくものです。

それから別表第 7 の第 13 条関係になりますけれども、ここの一番下のところに主任介護支援専門

員手当、介護保険の主任介護支援専門員にあるもの、一月につき3,000円というのを、この表に追加させていただくものでございます。

そして議案のほうへ戻っていただきまして、附則のところで、この条例は平成24年4月1日から施行する。

続きまして、議案第21号 東白川村議会の議員の平成24年度における期末手当の割合の特例に関する条例について。東白川村議会の議員の平成24年度における期末手当の割合の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。平成24年3月6日提出、東白川村長。

次のページに、東白川村議会の議員の平成24年度における期末手当の割合の特例に関する条例。

平成24年度に限り、東白川村議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「100分の142.5」とあるのは「100分の135.375」と「100分の170」とあるのは「100分の161.5」とする。

附則、この条例は平成24年4月1日から施行するということで、前年度に引き続き、議員の皆さんの期末手当の割合をカットするものでございます。この条文の中の先のほうにあるのが6月支給分、100分の135.375に変わるのは6月支給分でございます。それから12月支給分が100分の161.5ということで、従来ですと100分の312.5というのが100分の296.875と、年間通してでございますが、前年に引き続きカットさせていただくものでございます。

続きまして、議案第22号 東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成24年3月6日提出、東白川村長。

次のページを開いていただきまして、東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一報酬の額の項中「28 体育指導員」を「28 スポーツ推進委員」に改める。また、46 情報通信基盤施設管理運営協議会委員の項の次に次のように加える。47 広報誌編集委員、月額2,000円。

附則、この条例は平成24年4月1日から施行するということで、これにつきましても、新旧対照表の今の非常勤の表がありましたけれども、その次にその前の議員の皆さんの報酬のところがありまして、その次にこの条例の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する表がございます。別表第1のところ、28番目のところの体育指導員がスポーツ推進委員に名前を変更させていただく、それから47番目に広報誌の編集委員を追加させていただくというものでございます。

続きまして、議案第23号 東白川村常勤の特別職職員の平成24年度における期末手当の割合の特例に関する条例について。東白川村常勤の特別職職員の平成24年度における期末手当の割合の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。平成24年3月6日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村常勤の特別職職員の平成24年度における期末手当の割合の特例に関する条例。

平成24年度に限り、東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「100分の190」とあるのは「100分の180.5」と「100分の205」とあるのは「100分の194.75」とする。

附則、この条例は平成24年4月1日から施行する。

村長の期末手当につきましても、前年度に引き続き5%をカットするものでございます。年間を通じまして、100分の395とありますのを100分の375.25と、6月、12月合計しましてカットするものでございます。

続きまして、議案第24号 東白川村教育長の平成24年度における期末手当の割合の特例に関する条例について。東白川村教育長の平成24年度における期末手当の割合の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。平成24年3月6日提出、東白川村長。

次のページをごらんいただきたいと思います。

東白川村教育長の平成24年度における期末手当の割合の特例に関する条例。

平成24年度に限り、東白川村教育長の給与その他の勤務条件に関する条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「100分の190」とあるのは「100分の180.5」と「100分の205」とあるのは「100分の194.75」とする。

附則、この条例は平成24年4月1日から施行する。

教育長につきましても、前年に引き続き期末手当の割合を5%カットするものでございます。6月、12月合わせまして、従来ですと100分の395というのを100分の375.25というふうにするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安江祐策君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

議案第25号 東白川村税条例の一部を改正する条例について。東白川村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成24年3月6日提出、東白川村長。

次のページですが、東白川村税条例の一部を改正する条例。

東白川村税条例の一部を次のように改正する。ずっと条例の改正文が載っておりますけれども、新旧対照表で説明をさせていただきたいと思います。

さっきの教育長の報酬の改正条例の次ですが、税条例の新旧対照表で、まず第77条のたばこ税ですけれども、今まで1,000本につき「4,618円」のものが「5,262円」に引き上げになります。これはたばこ税そのものの増税ということではなくて、県のたばこ税を同じ額減らして、市町村のたばこ税をふやすというものでございます。その理由ですけれども、法人税の税率が引き下げになりますので、それに合わせて法人の村民税、それから県民税も同じ率で下がってくるようになりますけれども、県については法人事業税というのがありまして、それは変わらないということで、県よりも市町村のほうが下げが大きいということで、その分をたばこ税の税源移譲を行うというものでございます。

附則のほうへいきまして、附則第7条は、村民税の分離課税に係る所得割の額の特例等というのですが、これは退職所得に係る村民税は、今までは計算した額から10%を引くという特例がありましたけれども、その特例を廃止するものでございます。

附則第14条は、たばこ税の中で旧3級品という、「エコー」とか「しんせい」というようなたばこですけど、それについては税率は普通のたばこよりも安くなっておりますけれども、次のページに行きまして、それについては1,000本で「2,190円」のものが「2,495円」ということになります。

第18条はたくさんありますけれども、東日本大震災に係る雑損控除等の特例ということで、雑損控除は、今までは災害が発生してから1年以内に支払った額まで対象になるというものでしたけれども、それが災害が発生してから3年以内に支払ったものまで雑損控除の対象にできることになりまして、関係条文を整理するものでございます。平成22年の災害ですので、23年分の住民税から控除するか、それ以降の年に控除するかを選択できるようになっておりますけれども、その期間の延長等も含まれております。

それから第21条ですが、個人の村民税の税率の特例等というのが新設されまして、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の村民税に限り、均等割の税率は第24条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とするということで、震災復興財源とするために平成26年度から35年度までは今までの均等割よりも500円高くなります。県民税の均等割についても、同じように引き上げになります。したがって、村民税と県民税を合わせた均等割は、現在4,000円でございますけれども、平成24年度からは県民税は森林・環境税ということで1,000円増額になりますので、両方合わせて5,000円になります。平成26年度以降は村民税、県民税合わせて6,000円になるということでございます。

本文のほうへ戻っていただきまして、ページをめくっていただいた附則のところですが、（施行期日）第1条 この条例は公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1. 附則第7条の改正規定及び次条の規定は平成25年1月1日ということで、これは分離課税の特例の廃止でございます。

2. 第77条の改正規定、附則第14条第1項の改正規定及び附則第3条の規定、平成25年4月1日、これはたばこ税関係の改正でございます。

（村民税に関する経過措置）第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等に係るこの条例による改正前の東白川村税条例附則第7条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

（村たばこ税に関する経過措置）第3条 平成25年4月1日前に課した、または課すべきであった村たばこ税については、なお従前の例による。

税条例関係は、以上でございます。

次ですが、議案第26号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例について。東白川村介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成24年3月6日提出、東白川村長。

次のページですが、東白川村介護保険条例の一部を改正する条例。

東白川村介護保険条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

新旧対照表をごらんいただきたいと思いますけれども、介護保険計画を3年ごとに定めて、保険料額と期間を条例で定めておりますけれども、平成23年度までで現在の期間が終わって、24年度からは新しい期間に変わります。一方の保険料額でございますけれども、これについては前と同じ額でいくということで、変更はございません。したがって、期間だけを24年から26年度までに変更するものでございます。

戻っていただきまして附則ですが、この条例は平成24年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（安江祐策君）

参事 安江弘企君。

○参事（安江弘企君）

議案第27号からは、別冊の平成24年度東白川村予算書で朗読説明をさせていただきます。

別冊をめくっていただいて1ページですけれども、議案第27号 平成24年度東白川村一般会計予算。平成24年度東白川村一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億6,200万円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、記債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5億円と定める。

（歳出予算の流用）第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用と定める。平成24年3月6日提出、東白川村長。

3ページですけれども、第1表 歳入歳出予算。ここからですけれども、款のみ金額を朗読をさせていただきます。

1 款村税 1 億8,712万円、2 款地方譲与税 2,730万円、3 款利子割交付金 50万円、4 款配当割交付金 10万円、5 款株式等譲渡所得割交付金 10万円、6 款地方消費税交付金 2,300万円、7 款自動車取得税交付金 500万円、8 款地方特例交付金 500万円、9 款地方交付税 9 億1,000万円、11 款分担金及び負担金 1,252万円、12 款使用料及び手数料 6,809万円、13 款国庫支出金 1 億460万円、14 款県支出

金 1 億925万円、15款財産収入1,014万円、16款寄附金30万円、17款繰入金30万円、18款繰越金 2 億 4,365万円、19款諸収入2,183万円、20款村債 2 億3,320万円、歳入合計ですけれども19億6,200万円。
次のページ、6 ページですけれども、歳出でございます。

1 款議会費3,728万円、2 款総務費 3 億6,334万円、3 款民生費 3 億7,962万円、4 款衛生費 3 億 1,372万円、6 款農林水産業費 1 億7,332万円、7 款商工費6,275万円、8 款土木費 1 億2,154万円、9 款消防費7,853万円、10款教育費 1 億3,291万円、11款災害復旧費1,900万円、12款公債費 2 億 7,899万円、14款予備費100万円、歳出合計ですけれども19億6,200万円。

8 ページですけれども、第 2 表 債務負担行為。追加でございますけれども、リソグラフ印刷機、期間ですけれども平成25年度から平成31年度まで、限度額が304万8,000円。

9 ページですけれども第 3 表 地方債でございますけれども、起債の目的、一般公共事業、限度額2,110万円、起債の方法ですけれども普通貸借、利率が 4 %以内。償還の方法については、政府資金については、その融資条件に、銀行その他の場合には債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据え置き措置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借りかえすることができる。

自然災害防止債1,300万円、起債の方法、普通貸借、利率、償還の方法については同じでございますので、朗読を省略させていただきます。

過疎対策債 1 億2,910万円、普通貸借。

臨時財政対策事業7,000万円、普通貸借。

次に、10ページでございますけれども、議案第28号 平成24年度東白川村国民健康保険特別会計予算。平成24年度東白川村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億7,830万円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）第 2 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2,000万円と定める。平成24年 3 月 6 日提出、東白川村長。

11ページですけれども、第 1 表 歳入歳出予算。

歳入ですけれども、1 款国民健康保険税6,400万円、2 款使用料及び手数料 1 万円、3 款国庫支出金8,247万5,000円、4 款療養給付費交付金1,098万円、5 款前期高齢者交付金 1 億1,699万円、6 款県支出金1,523万円、7 款共同事業交付金4,411万円、8 款財産収入 5 万円、9 款繰入金1,935万 9,000円、10款繰越金2,471万1,000円、11款諸収入38万5,000円、歳入合計ですけれども 3 億7,830 万円。

13ページ、歳出ですけれども、1 款総務費1,239万4,000円、2 款保険給付費 2 億5,101万円、3 款後期高齢者支援金等4,238万円、4 款前期高齢者納付金等11万円、5 款老人保健拠出金 1 万円、6 款介護納付金1,806万円、7 款共同事業拠出金4,413万1,000円、8 款保健事業費349万円、9 款基金積立金 5 万円、10款諸支出金566万5,000円、11款予備費100万円、歳出合計が 3 億7,830万円でございます。

次に15ページでありますけれども、議案第29号 平成24年度東白川村介護保険特別会計予算。平成24年度東白川村介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,440万円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1,000万円と定める。平成24年3月6日提出、東白川村長。

16ページの第1表 歳入歳出予算の歳入でございますが、1款保険料3,461万円、2款使用料及び手数料8,000円、3款国庫支出金6,137万5,000円、4款支払基金交付金6,305万円、5款県支出金3,432万9,000円、6款繰入金3,795万3,000円、7款繰越金257万4,000円、8款諸収入49万3,000円、10款財産収入8,000円、歳入合計が2億3,440万円。

18ページ、歳出ですけれども、1款総務費836万6,000円、2款保険給付費2億1,706万円、4款基金積立金274万1,000円、5款地域支援事業費556万8,000円、6款公債費1万円、7款諸支出金55万5,000円、8款予備費10万円、歳出合計が2億3,440万円でございます。

20ページでございますけれども、議案第30号 平成24年度東白川村簡易水道特別会計予算。平成24年度東白川村簡易水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,780万円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1,000万円と定める。平成24年3月6日提出、東白川村長。

21ページでございますが、第1表 歳入歳出予算の歳入、1款使用料及び手数料5,002万円、2款繰入金9,663万5,000円、3款繰越金74万3,000円、4款財産収入2,000円、5款分担金及び負担金40万円、歳入合計1億4,780万円。

22ページ、歳出ですが、1款総務費1,286万円、3款施設維持管理費2,451万9,000円、4款公債費1億1,022万1,000円、5款予備費20万円、歳出の合計は1億4,780万円。

23ページでございますが、議案第31号 平成24年度東白川村下水道特別会計予算。平成24年度東白川村下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,190万円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
平成24年3月6日提出、東白川村長。

24ページの第1表 歳入歳出予算の歳入ですけれども、1款使用料及び手数料745万5,000円、2款繰入金1,300万円、3款繰越金144万4,000円、4款財産収入1,000円、歳入合計が2,190万円。

25ページの歳出でございますが、1款総務費715万9,000円、2款施設維持管理費534万4,000円、3款公債費929万7,000円、4款予備費10万円、歳出合計が2,190万円でございます。

続きまして26ページになりますが、議案第32号 平成24年度東白川村国保診療所特別会計予算。平成24年度東白川村国保診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,020万円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1億円と定める。平成24年3月6日提出、東白川村長。

27ページですが、第1表 歳入歳出予算、歳入ですが、1款診療収入1億6,304万3,000円、2款使用料及び手数料137万8,000円、4款財産収入1,000円、5款繰入金9,595万5,000円、6款繰越金581万2,000円、7款諸収入1,138万6,000円、寄附金がなしになっております。9款国庫支出金262万5,000円、歳入合計2億8,020万円でございます。

29ページ、歳出から朗読をさせていただきます。1款総務費2,478万9,000円、2款医業費2億4,380万9,000円、3款基金積立金10万円、4款公債費1,140万2,000円、5款予備費10万円、歳出合計2億8,020万円。

それでは30ページですけれども、議案第33号 平成24年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算。平成24年度東白川村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,390万円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成24年3月6日提出、東白川村長。

31ページの第1表 歳入歳出予算の歳入でございますけれども、1款後期高齢者医療保険料1,690万7,000円、2款使用料及び手数料1万円、3款後期高齢者医療広域連合支出金20万3,000円、4款繰入金1,668万円、6款繰越金10万円、歳入合計が3,390万円になります。

歳出でございますが、1款総務費100万円、2款後期高齢者医療広域連合納付金3,243万9,000円、3款保健事業費33万1,000円、4款諸支出金2万円、5款予備費11万円、歳出合計が3,390万円でございます。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

以上で説明を終了します。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。明日8日は全員協議会開催のため、9日は中学校卒業式のため、10日と11日は精読期間のため、8日から11日までの4日間、休会としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、3月8日から11日までの4日間を休会とすることに決定しました。

あす8日の全員協議会は、午前9時30分から行います。

12日は、午前9時30分から全員協議会を午前中をめどに行い、午後から本会議を行いますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれで延会します。

午前10時22分 延会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員